

水道用仕様書品の検査に関する規則

水協発 第1105号
昭和53年 2月15日制定
平成 9年 4月 8日改正
平成15年 3月31日改正
平成20年10月24日改正
平成25年 4月 5日改正

(目的)

第1条 この規則は、日本水道協会水道用品検査規程第2条第1項第3号に基づき、水道用仕様書品（以下、「仕様書品」という。）の検査について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 仕様書品とは、日本工業規格又は日本水道協会規格以外の基準（以下、「仕様書」という。）に基づき製造された製品をいう。

2 在庫検査とは、第5条に掲げる仕様書品の在庫を承認した製品の検査を行うことをいう。

(申込及び検査)

第3条 仕様書品の検査申込は、検査申込書に仕様書及び本協会が必要と判断した場合、仕様書品検査申込書（第1号様式）を添えて検査を受ける所管の検査事業所（検査課）若しくは駐在担当検査員に提出する。

ただし、検査工場以外の工場は、別に定める「検査工場以外の検査申し込みに関する取扱い要領」により行い、仕様書は当該注文者の承認を得たものとする。

2 仕様書品の検査は、仕様書に基づいて当該注文者の注文数量に限り行う。

3 ゴム（パッキン、ガスケット類）及びボルト・ナットなど接合部品類については、検査申込者の仕様書に基づき、その受検申込数量につ

いて検査を行うことができる。

- 4 仕様書は、納入先、品名及び検査数量、社内検査項目並びに本協会に要求する検査項目などが明確に規定されていること。

なお、検査項目とは形状・寸法、構造、材料、表示、並びに製品特性に関する性能項目と試験値、その他注文者が要求する評価項目と出荷形態をいう。

また、検査項目等の内容は製品の使用目的に対して妥当性があること。

- 5 仕様書品に形式検査（又は形式試験）が規定されている場合又は該当する同種の本協会検査施行要項に形式検査が規定されている場合は、必要に応じて、本協会検査の前に形式検査を実施する。

なお、形式検査の立会に当たっては、当該仕様書の規定に従うものとする。

- 6 仕様書品の検査方法は、原則として各製品に関する本協会検査施行要項及び「日本水道協会水道用品検査通則」の抜取検査方法による。

ただし、仕様書に検査方法が明確に規定され、日本工業規格又は日本水道協会規格と同等以上の品質で、かつ本協会がその検査方法が適切と判断した場合、その仕様書による。なお、仕様書の規定内容に疑義が生じた場合は、本協会は検査申込者に対して内容確認及び追加資料を要求することができる。

- 7 仕様書の検査項目及び検査基準について、同種の日本工業規格又は日本水道協会規格に規定される致命欠点に該当する項目及び方法が当該規格と異なる場合は、検査を実施した致命欠点に該当する検査項目及び試験値を検査日報及び品質適合証明書の備考欄又は検査基準欄へ記載する。

なお、当該仕様書品に日本工業規格、日本水道協会規格などの同種の規格がない場合、構造、形状及び材料から本協会が類似の検査施行要項から該当する致命欠点を判断し、その検査項目及び試験値を検査日報及び品質適合証明書へ記載する。

- 8 前項のうち、第5条により在庫検査の承認された仕様書品及び類似

の検査施行要項に基づき検査を実施している仕様書品については検査日報備考欄への明記を省略することができる。

- 9 第7項に該当する仕様書品のうち、複数の検査工場の検査を経由して完成品の検査判定表及び検査日報を記載する場合は、各検査工場で実施した検査日報又は「委託水道用品及び部品工場における検査業務の取扱い要領」に定める別紙 検査表に致命欠点項目及び試験圧力値等の詳細情報を添えて洩れなく明記し、その該当内容を完成品検査を実施した検査工場で発行する検査日報に転記する。

(表示)

第4条 仕様書品にはトを表示する。

ただし、第5条第1項第1号及び第2号の在庫検査を認めた製品については、トを表示しない。

2 トの表示方法は、製品の品種別に原則として次による。

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 鋳物製品 | 鋳出し又は打刻（鋳鉄品・分水栓・止水栓） |
| (2) 水栓類・継手類 | 証紙、鋳出し、打刻又は押印 |
| (3) 合成樹脂管 | 印刷、吹付け又は押印 |
| (4) 同継手 | 浮出し又は押印 |
| (5) 弁類 | 鋳出し、打刻又は証紙 |
| (6) ゴム | 浮出し又は押印 |

3 次の製品についても、トを表示する。

- (1) 旧規格による製品
- (2) 日本工業規格又は日本水道協会規格に定められる材料を変更した製品
- (3) 規格品で接合部が他規格に規定されているものを組み合わせた複合製品
- (4) 鋳鉄管類の直管（受口部側を切断する切管）、短管及びフランジ長管の日本工業規格及び日本水道協会規格にない乱尺管類。ただし、その際、長さは表示する。

(在庫検査を承認する仕様書品)

第5条 在庫検査は、次の各号のいずれかに該当する仕様書品について行うことができる。

- (1) 本協会が認めた製造者団体の規格による製品
- (2) 水道事業者のマークを表示した製品
- (3) 水道事業者から備蓄要請があった製品
- (4) 検査工場の仕様書で、検査実績又は相当数の検査予定が見込まれ在庫検査が必要と認められる製品
- (5) 接合部が接合に支障なく、材質及び厚さが日本工業規格、日本水道協会規格又は本条に該当する在庫検査が承認された仕様書品と同等かそれ以上の製品。

2 同条第1項に定める仕様書品について、形式検査が規定されている場合は、本協会検査員立会の下で形式検査が実施されていないならない。

(在庫検査承認の申込)

第6条 仕様書品の在庫検査を受けようとする製造者団体又は検査工場は、在庫検査承認申込書（第2号様式—1, 2）に関係書類を添付して検査部長に申し込まなければならない。ただし、仕様書に接合部品が規定されているものについては、その接合部品の申込は省略することができる。

(在庫検査の承認通知)

第7条 前項の申し込みがあった場合、検査部長は第5条の要件に基づき、審査の結果、適切と認めた場合、仕様書品在庫検査承認通知書（第3号様式—1, 2）をもって通知する。

(在庫検査の施行)

第8条 検査工場の検査申込数量について在庫検査を行い、合格品には検査証印を表示する。

2 検査工場は、検査合格品について適切に保管管理する。

(在庫検査の仕様変更)

第9条 在庫検査の承認を受けた仕様書品について、内容の変更、追加、削

除及び承認の辞退が生じた場合は、仕様書変更届出書（第4号様式）に必要事項を記入し、速やかに本協会へ届け出なければならない。

2 本協会は、当該仕様書変更届出書を受理した場合、内容を精査し、仕様書品在庫検査承認通知書（第3号様式—1,2）をもって改めて通知する。

（品質適合証明書の取扱い）

第10条 検査に合格した仕様書品には、品質適合証明書を発行する。

2 第4条第3項第1号の旧規格品の品質適合証明書に記載する規格名称及び品名は、次による。

- (1) 検査基準欄 → 仕様書
- (2) 品名欄 → 当該規格の品名（規格番号，規格制定年又は改正年）

（例）水道用仕切弁（JIS B 2062-1994）

3 第3条第7項で検査日報の備考欄等に致命欠点項目及び試験値を明記した場合、品質適合証明書に必ず転記する。

（受検証明書の取扱い）

第11条 検査工場は、検査に合格した仕様書品の品質適合証明書を台帳として受検証明書を発行することができる。

2 第10条第3項で品質適合証明書の備考欄等に致命欠点項目及び試験値を明記した場合、受検証明書に必ず同様の内容を転記する。

（その他）

第12条 この規則の施行について疑義が生じたときは、検査部長の指示による。

付 則

1. この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
2. この規則の施行の日から昭和49年6月10日付水協発215号「特殊品の検査」は廃止する。

付 則

1. この規則は、平成9年5月1日から施行する。

2. この規則の施行の日から昭和53年3月30日付水協発1257号「水道用仕様書品の検査に関する規則の運用」は廃止する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

(第1号様式)

日本水道協会

検査部長 様

仕様書品検査申込書

申込年月日 年 月 日

申込者名 ㊦

品 種：

呼び径：

(該当項目へ○又はチェックを付け、必要事項を記入)

| 検査項目等 | 仕様内容及び社内検査項目 | 特記事項及び日水協検査項目 |
|--------|--|--|
| 仕様書の種類 | 1. 水道事業体仕様書 2. 製造者仕様書 | 納入先： |
| 製品の用途 | 1. 上水道 ①給水器具 ②水道施設 2. その他 ①下水道 ②農業用水道 ③工業用水道 ④その他 | 浸出試験 ¹⁾ ① 要 ② 不要 |
| 品種 | 1. 直管類 2. 異形管・継手類 3. 弁類 4. 伸縮管類 5. 接合部品類 6. その他 | 1. 品名： 2. 類似規格・検査施行要項 ¹⁾ ：() |
| 材質 | 1. 鋼類 2. 鋳造品 3. 合成樹脂類 4. ゴム 5. その他 | 1. 規格品 規格番号： 種類： 2. 規格外 (名称：) |

備考1 「特記事項及び日水協検査項目」には、「仕様内容及び社内検査」と同じ内容を記載し、日水協検査を実施すべき項目にチェックを入れること。

2 致命欠点項目に付している※は、本協会が品質適合証明書備考欄等に記載すべきと判断した場合に、記載する検査項目及び試験値を指す。なお、予め申込者から当該証明書への記載を要望する場合は、「予め要求」にチェックを入れること。

注(1) 本協会が記入する。

仕様書品検査申込書（続き）

| 検査項目等 | 仕様内容及び社内検査項目 | 特記事項及び日水協検査項目 |
|--|--|---|
| 検査項目 検査基準 類似規格 ⁽¹⁾ ： () 類似検査施行 要項 ⁽¹⁾ ： () | 1. 原管検査 ①材料検査 ②浸出性 ③耐圧性 水圧 (MPa・分) 空圧 (MPa・秒) ④非破壊検査 X線透過 過流探傷 超音波探傷 ⑤その他 () | <input type="checkbox"/> ①材料検査 鋳造品 TP採取立会 鋼材 試験成績書 <input type="checkbox"/> ②浸出性 給水装置・配水設備 ・致命欠点項目 <input type="checkbox"/> ③耐圧性※ 水圧 (MPa：分) 空圧 (MPa：秒) <input type="checkbox"/> ④非破壊検査※ X線透過 過流探傷 超音波探傷 <input type="checkbox"/> ⑤その他※ () |
| | ⑥外観 ⑦形状・寸法 主要寸法及び寸法許容差 ⑧表示 製造年月、管番号 呼び径、製造業者略号 ⑨その他検査項目 (浸透探傷など) | <input type="checkbox"/> ⑥外観 <input type="checkbox"/> ⑦本体：厚さ、全長、高さ 接合部：内径、外径 <input type="checkbox"/> ⑧製造業者略号 製造年月 呼び径、製造業者略号 <input type="checkbox"/> ⑨その他検査項目 () |

備考1 「特記事項及び日水協検査項目」には、「仕様内容及び社内検査」と同じ内容を記載し、日水協検査を実施すべき項目にチェックを入れること。

2 致命欠点項目に付している※は、本協会が品質適合証明書備考欄等に記載すべきと判断した場合に、記載する検査項目及び試験値を指す。なお、予め申込者から当該証明書への記載を要望する場合は、「予め要求」にチェックを入れること。

注(1) 本協会が記入する。

(第1号様式)

仕様書品検査申込書（続き）

| 検査項目等 | 仕様内容及び社内検査項目 | 特記事項及び日水協検査項目 |
|---------|--|--|
| | 2. 塗装検査（内面・外面） ①規格番号・名称 ②ピンホール ③塗膜厚さ ④外観・付着強さ ⑤表示 | 認証塗料 登録番号： ① 内面（ ） 外面（ ） <input type="checkbox"/> ②（内面 ） （外面 ） <input type="checkbox"/> ③（内面 ） （外面 ） <input type="checkbox"/> ④外観・付着強さ <input type="checkbox"/> ⑤表示 製造業者略号 製造年月 呼び径 |
| | 3. その他（ ） | 該当検査項目を記載 |
| | 4. 出荷形態（ ） | |
| | 5. 取扱い上の留意事項（ ） | |
| 形式検査 | 有 ・ 無 | 有の場合資料添付 |
| 追記事項(1) | ※に該当する致命欠点及び試験値の記載の必要性 <input type="checkbox"/> 予め要求 | 有 ・ 無 |

備考1 「特記事項及び日水協検査項目」には、「仕様内容及び社内検査」と同じ内容を記載し、日水協検査を実施すべき項目にチェックを入れること。

2 致命欠点項目に付している※は、本協会が品質適合証明書備考欄等に記載すべきと判断した場合に、記載する検査項目及び試験値を指す。なお、予め申込者から当該証明書への記載を要望する場合は、「予め要求」にチェックを入れること。

注(1) 本協会が記入する。

日本水道協会
検査部長 様

仕様書品検査申込書（記入例）

申込年月日 年 月 日

申込者名 ㊟

品 種：例) ステンレス鋼管異形管

呼び径：例) 100 ～ 250

(該当項目へ○又はチェックを付け、必要事項を記入)

| 検査項目等 | 仕様内容及び社内検査項目 | 特記事項及び日水協検査項目 |
|--------|--|---|
| 仕様書の種類 | 1. 水道事業者仕様書 2. 製造者仕様書 | 納入先： ○○市水道局 ※最終納入先を明確にすること。 |
| 製品の用途 | 1. 上水道 ①給水器具 ②水道施設 2. その他 ①下水道 ②農業用水道 ③工業用水道 ④その他 | 浸出試験 ① 要 ② 不要 |
| 品種 | 1. 直管類 2. 異形管・継手類 3. 弁類 4. 伸縮管類 5. 接合部品類 6. その他 | 1. 品名： 例) ステンレス鋼管異形管 2. 類似規格・検査施行要項 ⁽¹⁾ ：(例：JIS G 3459, 塗覆装 鋼管異形管検査施行要 項) |
| 材質 | 1. 鋼類 2. 鋳造品 3. 合成樹脂類 4. ゴム 5. その他 | 1. 規格品 規格番号：例) JIS G3459 種類：例) SUS304 2. 規格外 (名称：) |

備考1 「特記事項及び日水協検査項目」には、「仕様内容及び社内検査」と同じ内容を記載し、日水協検査を実施すべき項目にチェックを入れること。

2 致命欠点項目に付している※は、本協会が品質適合証明書備考欄等に記載すべきと判断した場合に、記載する検査項目及び試験値を指す。なお、予め申込者から当該証明書への記載を要望する場合は、「予め要求」にチェックを入れること。

注(1) 本協会が記入する。

(第1号様式)

仕様書品検査申込書（続き）（記載例）

| 検査項目等 | 仕様内容及び社内検査項目 | 特記事項及び日水協検査項目 |
|--|--|--|
| 検査項目 検査基準 類似規格 ¹⁾ ： (JIS G 3459) 類似検査施行 要項 ¹⁾ ： (塗覆装鋼管 異形管) | 1. 原管検査 ①材料検査 ミルシート確認 (化学成分・引張強さ・伸び) ②浸出性 ③耐圧性 水圧 (2.5MPa・1分間) 空圧 (MPa・ 秒) ④非破壊検査 X線透過 過流探傷 超音波探傷 ⑤その他 () | ■①材料検査 铸造品 TP 採取立会 鋼材 試験成績書 ■②浸出性 給水装置 配水設備 ・致命欠点項目 ■③耐圧性※ 水圧 (2.5 MPa：1分) 空圧 (MPa： 秒) ■④非破壊検査※ X線透過 過流探傷 超音波探傷 □⑤その他 () |
| | ⑥外観 ⑦形状・寸法 主要寸法及び寸法許容差 ⑧表示 製造年月, 管番号 呼び径, 製造業者略号 ⑨その他検査項目 (浸透探傷など) | ■⑥外観 ■⑦本体：厚さ, 全長, 高さ 接合部：内径, 外径 ■⑧製造業者略号 製造年月 呼び径, 製造業者略号 □⑨その他検査項目 () |

備考1 「特記事項及び日水協検査項目」には、「仕様内容及び社内検査」と同じ内容を記載し、日水協検査を実施すべき項目にチェックを入れること。

2 致命欠点項目に付している※は、本協会が品質適合証明書備考欄等に記載すべきと判断した場合に、記載する検査項目及び試験値を指す。なお、予め申込者から当該証明書への記載を要望する場合は、「予め要求」にチェックを入れること。

注(1) 本協会が記入する。

仕様書品検査申込書（続き）（記載例）

| 検査項目等 | 仕様内容及び社内検査項目 | 特記事項及び日水協検査項目 |
|---------------------|---|--|
| | 2. 塗装検査（内面・ 外面 ） ①規格番号・名称 ②ピンホール 外面8～10kVで異常なし ③塗膜厚さ 外面：2.0mm以上 ④外観・付着強さ 3.0MPa以上 ⑤表示 製造業者略号 製造年月 呼び径 | 認証塗料 登録番号： ① 内面（ ） 外面（JWWA K151ポリウレタン） ■②（内面 ） （外面8～10kV ） ■③（内面 ） （外面 2.0mm -0.5 ） ■④外観・付着強さ 3.0 MPa以上 ■⑤表示 製造業者略号 製造年月 呼び径 |
| | 3. その他（ ） | ※該当検査項目を記載 |
| | 4. 出荷形態（ ） | |
| | 5. 取扱い上の留意事項（ ） | |
| 形式検査 | 有・ 無 | 有の場合資料添付 |
| 追記事項 ⁽¹⁾ | ※に該当する致命欠点及び試験値の記載の必要性 <input type="checkbox"/> 予め要求 | 有 ・無 |

備考1 「特記事項及び日水協検査項目」には、「仕様内容及び社内検査」と同じ内容を記載し、日水協検査を実施すべき項目にチェックを入れること。

2 致命欠点項目に付している※は、本協会が品質適合証明書備考欄等に記載すべきと判断した場合に、記載する検査項目及び試験値を指す。なお、予め申込者から当該証明書への記載を要望する場合は、「予め要求」にチェックを入れること。

注(1) 本協会が記入する。

(第2号様式一1)

(団体規格品)

年 月 日

公益社団法人 日本水道協会
検 査 部 長 様

団体名

代表者

⑩

団体規格在庫検査承認申込書

水道用仕様書品の検査に関する規則第6条に基づき、下記規格品の在庫検査を承認願いたく、当該規格書を添付のうえ申し込みます。

記

団体規格番号

規格名称

制定又は改正年月日

仕様書品在庫検査承認申込書

年 月 日

公益社団法人 日本水道協会

検査部長 様

登録区分：第 種検査工場

登録番号：第 号

検査工場名及び代表者名 ㊞

水道用仕様書品の検査に関する規則第6条に基づき、下記仕様書品の在庫検査を承認願いたく申し込みます。

記

1. 品種区分及び仕様書品名
2. 呼び径
3. 第5条の対象項目名

(注) 添付書類(1) 製品の仕様書及び詳細図 (各部品の材質含む)

(2) 主要寸法実測表

(3) 類似規格との材質及び寸法比較表

(4) 仕様書品の日本水道協会検査実績及び水道事業者名

(第4号様式)

在庫承認仕様変更届出書

年 月 日

公益社団法人 日本水道協会

検査部長 様

登録区分：第 種検査工場

検査工場登録番号：第 号

団体名・検査工場

代表者名 ㊞

水道用仕様書品の検査に関する規則第9条により、下記の内容について変更を届け出ます。

記

| | |
|---------|--------|
| 仕様内容の変更 | (変更内容) |
| 仕様内容の追加 | (追加内容) |
| 登録内容の削除 | (削除内容) |
| 登録の辞退 | (辞退内容) |

(添付書類) 変更に伴う必要な書類を仕様書品在庫検査承認申込書の添付書類を参考に添付すること